

## 愛知県がんセンターにおける研究不正への対応に関する規程

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 組織（第3条～第7条）
- 第3章 研究費の不正使用対策（第8条～第11条）
- 第4章 研究不正対策（第12条～第30条）
- 第5章 懲戒（第31条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この規程は、愛知県がんセンター病院・研究所（以下「がんセンター」という。）における研究活動の不正行為及び研究費の不正使用（以下「研究不正」という。）に対する仕組みを設けることにより、研究者の規律・意識を高め、がんセンターにおける不正行為への防止活動と研究倫理の保持及び向上に資することを目的とする。

##### （定義等）

第2条 この規程において「研究費の不正使用」とは、実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、競争的資金などの公募型の研究資金等の配分機関（以下「資金配分機関」という。）の定め、愛知県病院事業庁財務規程（平成16年3月30日病院事業庁病院管理規程第25号）その他の例規等に違反して研究費を使用することをいう。

2 この規程において「研究活動における不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる行為で、次に掲げるものをいう。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない。

(1) 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成すること、又はこれら作成したものを記録したり報告又は論文等に利用したりすることをいう。

(2) 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものにし、それを記録したりすること、又はそのような真正でない変更・変造したデータ・結果等を用いて研究の報告、論文等を作成・発表することをいう。

(3) 「盗用」とは、他の研究者のアイデア、研究過程、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。

3 「研究費」とは、がんセンターの試験研究活動に用いられるすべての費用をいう。

4 「競争的資金等」とは、文部科学省等の官公庁又は文部科学省等の官公庁が所管する独立行政法人および国立研究開発法人（以下「文部科学省等」という。）から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

## 第2章 組織

### （最高管理責任者）

第3条 研究活動及び研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として、最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、がんセンター総長（以下「総長」という。）をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、次条で定める統括管理責任者が責任を持って運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

### （統括管理責任者）

第4条 最高管理責任者を補佐し、研究活動及び研究費の運営及び管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、管理課長をもって充てる。

### （コンプライアンス推進責任者）

第5条 各部に部の研究活動および研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、各部の長をもって充てる。

### （研究経費担当の業務）

第6条 管理課予算・調達グループ研究経費担当は、次の業務を担当する。

- (1) 競争的資金等に関する応募等の事務手続に関すること。
  - (2) 競争的資金等に関するルール等の周知に関すること。
  - (3) 競争的資金等に関する相談及び支援に関すること。
  - (4) 競争的資金等に関する管理体制の不備の検証及び是正に関すること。
  - (5) 競争的資金等に関する内部監査の実施に関すること。
  - (6) 不正防止の推進に関すること。
  - (7) 競争的資金等に関する経費及び財産の管理に関すること。
  - (8) 競争的資金等に関する経費の執行に関すること。
- 2 研究経費担当の業務は、管理課長が掌握する。

### （管理課総務グループの業務）

第7条 管理課総務グループは、研究費の不正使用及び研究活動の不正行為に係る調査に関

する業務を担当する。

### 第3章 研究費の不正使用対策

#### (不正防止の取組)

第8条 総長は、不正防止に関する取組として、がんセンターにおける公的研究費の適正使用に関する行動規範等の周知徹底に努めるものとする。

2 総長は、毎年度定期に内部監査を活用して、不正を発生させる要因を把握し、不正の発生を未然に防止するよう努めるものとする。

3 前項までの不正防止の取組の推進を担当する部署は、管理課とする。

#### (研究費の適正な執行)

第9条 総長は、研究費の執行に当たっては、愛知県病院事業庁財務規程（平成16年3月30日病院事業庁病院管理規程第25号）その他の例規等を遵守し、適切に処理するものとする。

2 研究費の配分を受けた研究者は、当該研究費の経費の執行に関し、当該研究者のみによる発注、検収、支出等の手続を行ってはならない。

3 例外的に研究者個人による発注になった場合には、発注先の選択の公平性、発注金額の適正性の説明責任は当該研究者が負うこととする。

#### (内部監査の実施等)

第10条 総長は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の定めるところにより、競争的資金等に関する内部監査を毎年度実施し、その実施状況等を文部科学省等に報告するものとする。また、研究費の適切な管理のため実施される愛知県の監査等にも適切に対応するものとする。

#### (競争的資金等の不正な使用に係る調査)

第11条 総長は、競争的資金等の不正な使用が疑われる場合には、速やかに調査を開始するものとする。

2 前項の調査は、第13条から第30条までに定める研究不正に係る調査の手続に準じて実施するものとする。

### 第4章 研究不正対策

#### (研究活動の記録の保存)

第12条 競争的資金等の配分を受けて研究活動を行う研究者は、当該研究の事後検証を可能とするため、研究活動の終了後5年間は、実験・観察ノート等の記録媒体の作成・保管や実験試料の保存等に努めなければならない。なお、保存方法については、「愛知県がん

センターにおける研究試料等の保存に関するガイドライン」の規定によるものとする。

(研究不正に係る告発等の取扱い)

第13条 がんセンターに所属する研究者が関わる研究活動に不正行為の疑いがあると思料する者は、告発をすることができる。

- 2 前項の告発の受付窓口は、管理課総務グループとする。
- 3 第1項の告発をする者(以下「告発者」という。)は、不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ(以下「被告発者」という。)、不正行為の態様、事案の内容及び不正であるとの科学的かつ合理的理由を示し、原則として、書面(様式1)をもって氏名等を示して行わなければならない。
- 4 管理課総務グループは、前項に掲げる事項をすべて充たした告発のみを受け付けるものとする。ただし、総長が特に必要と認めたときはこの限りでない。
- 5 管理課総務グループは、研究者の異動や共同研究等により、告発を受け付けるのが他の研究機関であるべき場合や、他の研究機関と共同して調査を行う方がよい場合は、他の研究機関に当該告発を(様式2)により回付又は通知するものとする。
- 6 総長は、被告発者ががんセンターに現に所属しているか否かにかかわらず、誠実に調査を行わなければならない。
- 7 管理課総務グループは、他の研究機関から調査の要請があったときも、氏名等を示して告発があった場合に準じて取り扱うものとする。
- 8 管理課総務グループは、氏名等を示して告発があった場合は、告発を受け付けたことを(様式3)による告発者に通知するものとする。
- 9 報道や学会等で不正行為の疑いが指摘された場合は、匿名により告発があった場合に準じて取り扱うものとする。
- 10 管理課総務グループは、告発までに至らない段階の相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認するものとする。また、告発の意思表示がなされない場合であっても、総長の判断で当該事案の調査を開始することができる。
- 11 研究不正が行われようとしている、又は研究不正を求められているという趣旨の告発・相談については、その内容を確認・精査し、総長が相当の理由があると認めたときは、(様式4)により被告発者に警告を行うものとする。ただし、被告発者ががんセンター以外の研究機関に属するときは、当該告発・相談を被告発者の所属する機関にその内容を(様式2)により回付することができる。
- 12 総長は、前項の警告を被告発者に対して行った場合は、被告発者の所属する研究機関に対しても警告の内容等を通知するものとする。

(告発者・被告発者の取扱い)

- 第14条 管理課総務グループにおいて告発を受け付ける場合、担当する職員は、告発内容や告発者の秘密を守るため、個室での面談等の適切な方法を講じなければならない。
- 2 受付窓口寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容については、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏らさないよう、関係者の秘密保持を徹底するものとする。
  - 3 総長は、調査事案が漏洩した場合、告発者及び被告発者に事情を説明のうえ、調査中においても調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏洩した場合は、本人の了解は不要とする。また、告発者が匿名の場合は、告発者への了解は不要とする。
  - 4 管理課総務グループは、悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく告発を防止するため、原則として前条第3項に基づく告発のみを受け付けること、告発者に調査への協力を求める場合があること、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、告発者の氏名の公表や刑事告発などがあることを周知するものとする。
  - 5 総長は、告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を全面的に禁止しないよう努める。

（予備調査）

- 第15条 管理課総務グループは、第13条の告発を受け付けたときは、速やかに総長へ報告する。総長は告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された理由に論理性があるかなど、告発内容の合理性、調査可能性等について、速やかに予備調査を行う。
- 2 管理課総務グループは、告発等がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発等に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。
  - 3 管理課総務グループは、第13条の告発を受け付けたときは、被告発者に対し、それらが保有する資料の保全を（様式5）により命ずることができる。
  - 4 総長は、予備調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。なお、予備調査委員会は、次の各項に定める者とする。
  - 5 予備調査委員会の委員は、総長、病院長、研究所長および運用部長の合議とする。
  - 6 予備調査委員会は、第3項の規定により保全された資料若しくは自ら収集した資料を精査し、又は職員等から事情聴取することにより行う。
  - 7 管理課総務グループ班長は、予備調査委員会からの調査結果について速やかに（様式6）により総長に報告するものとする。
  - 8 総長は、予備調査の結果、告発をなされた案件が本格的な調査をすべきものと判断した場合は、本調査を行う。

- 9 総長は、告発を受け付けたときから概ね 30 日以内に、本調査を行うか否かを決定するものとする。
- 10 総長は、本調査を行わないことを決定した場合は、その理由とともに告発者に（様式7）により通知するものとする。この場合、予備調査に係る資料等は保存し、告発者等の求めに応じて開示するものとする。
- 11 総長は、予備調査の結果、告発者の告発が悪意に基づく告発と判明したときは、告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 12 総長は、他の研究機関から要請のあった調査については、その調査結果を当該機関に（様式8）により通知するものとする。

（本調査の通知）

- 第16条 総長は、本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを（様式9）により通知し、調査への協力を求めるものとする。被告発者ががんセンター以外の機関に所属している場合は、これに加え、当該所属機関にも通知するものとする。なお、告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう配慮するものとする。
- 2 総長は、本調査の対象となる研究が他機関との共同研究に係るものである場合は、当該機関に本調査を行う旨を（様式9）により通知するものとする。
  - 3 総長は、前項に定める者のほか、愛知県病院事業庁管理課長に本調査を行う旨を（様式10）により通知するものとする。
  - 4 総長は、本調査の対象となる研究が競争的資金等に係るものである場合は、資金配分機関長に本調査を行う旨を（様式11）による通知するものとする。
  - 5 本調査は、これを行うと決定したときから概ね 30 日以内に開始するものとする。

（本調査の調査体制）

- 第17条 本調査に当たっては、総長が任命した委員をもって構成する調査委員会を設置するものとする。
- 2 調査委員会の委員は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、調査対象となる事案について、特別な事情があると総長が認める場合には、この限りではない。
    - （1）病院長、研究所長のうち総長が指名する者（委員長）
    - （2）関連する部門等の長のうち病院長又は研究所長が指名する者
    - （3）調査対象となる事案の研究分野のセンター内外の研究者
    - （4）センター外部の有識者
    - （5）その他総長が必要と認めた者
  - 3 前項第4号の委員の数は、調査委員会の委員の半数以上でなければならない。
  - 4 調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 5 調査委員は、調査等に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
- 6 調査委員会に係る事務は、管理課総務グループで処理する。
- 7 調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属等を、(様式12)により告発者、被告発者及び調査に関係する機関に示すものとする。
- 8 告発者及び被告発者は、前項の規程により通知を受けた調査委員の指名に不服があるときは、前項の通知を受けた日から7日を経過する日までに異議申立書(様式13)を管理課総務グループに提出することができる。
- 9 異議申立てがあった場合、総長は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に(様式14)により通知するものとする。

#### (調査方法・権限)

- 第18条 調査委員会は、研究費の不正使用に係る事案の場合には、当該研究に係る各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査、関係者のヒアリングなどにより、調査を行うとともに、原則として、被告発者の弁明の聴取を行わなければならない。
- 2 調査委員会は、研究活動における不正行為に係る事案の場合には、当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより、調査を行うとともに、原則として、被告発者の弁明の聴取を行わなければならない。
  - 3 調査委員会は、再実験などにより再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者は、自らの意思により管理課総務グループ班長に対して、それを申し出ることができる。
  - 4 前項の場合に必要な機器や経費等は、原則として、がんセンターが負担するものとする。ただし、被告発者により同じ内容の申し出が繰り返し行われた場合で、それが当該事案の引き延ばしや認定の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めないことができる。
  - 5 第1項から前項までの規定は、調査委員会の関係者に周知するものとする。
  - 6 被告発者は、研究費の不正使用に対する疑惑への説明を行う場合には、当該研究費の使用が適正な方法及び手続に従い行われたことを、証拠となる書類、関係書類等を示して説明しなければならない。
  - 7 被告発者は、不正行為に対する疑惑への説明を行う場合には、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠(生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等)を示して説明しなければならない。
  - 8 前項の説明において、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験資料等の不存在的など、本来存在するべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は、不正行為とみな

すものとする。ただし、被告発者の責によらない理由（災害など）や正当な理由により基本的な要素を十分示すことができない場合はこの限りではない。また、基本的な要素の保存期間が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や、被告発者が所属する、又は告発等に係る研究を行なっていたときに所属していた研究機関が定める期間を超えることによるものである場合についても但し書と同様とする。

- 9 第6項の説明責任の程度及び前項の本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会が判断するものとする。
- 10 告発者、被告発者その他の関係者は、調査委員会の調査に誠実に協力しなければならない。
- 11 がんセンター以外の機関において調査が必要となった場合、調査委員会は、当該研究機関に協力を要請するものとする。また、総長は、他の研究機関から同様の要請があった場合は、誠実に協力しなければならない。

#### （調査の対象となる研究）

第19条 調査の対象には、告発等に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

#### （証拠の保全措置）

- 第20条 調査委員会は、本調査に当たって、告発等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置を（様式15）によりとることができる。
- 2 がんセンター以外の機関において証拠の保全が必要な場合、調査委員会は、当該研究機関に協力を要請する。また、総長は、他の研究機関から同様の要請があった場合は、誠実に協力するものとする。
  - 3 総長は、前2項の措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限してはならない。

#### （調査の中間報告）

第21条 当該事案に係る研究が競争的資金等によるものであるときは、調査の終了前であっても、文部科学省等の求めに応じて、中間報告をすることができる。

#### （調査における研究又は技術上の情報の保護）

第22条 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏れることのないよう十分配慮するものとする。



(認定)

- 第23条 調査委員会は、被告発者の弁明と、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、研究不正か否かの認定を行う。ただし、被告発者の自認を唯一の証拠として研究不正と認定することはできない。
- 2 調査委員会は、本調査によって得られた、物的・科学的根拠、証言等の諸証拠及び第18条第6項又は第7項により被告発者が行った説明内容を総合的に判断して、研究不正に該当するか否かの認定を、本調査の開始日から概ね 150 日以内に行わなければならない。
  - 3 調査委員会は、研究費の不正使用が行われたものと認定する場合は、その内容、研究費の不正使用に関与した者及びその関与の度合、不正に使用した研究費の額を認定する。
  - 4 調査委員会は、研究活動における不正行為が行われたものと認定した場合は、研究活動における不正行為の内容、研究活動における不正行為に関与した者及びその関与の度合、研究活動における不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定するものとする。
  - 5 研究不正が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて当該被告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(報告)

- 第24条 調査委員会は、調査を終了したときは、直ちに総長に認定を含む調査結果を（様式16）により報告するものとする。総長は、被告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者、その他本調査の実施について総長が通知した者を含む。）にその調査結果を（様式17）による通知するものとする。被告発者が他の機関に所属している場合は、これらに加えて、当該所属機関にその調査結果を（様式17）により通知するものとする。
- 2 総長は、前項に定める者のほか、管理課長に調査結果を（様式18）により報告するものとする。
  - 3 総長は、当該事案が競争的資金に係るものであるときは、文部科学省等に調査結果を（様式19）により報告するものとする。
  - 4 総長は、当該事案が競争的資金に係るものであるときは、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも認められた場合には、速やかに認定し、配分機関へ報告するものとする。
  - 5 調査委員会等は、被告発等がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査で、不正行為があったと認定されたときは、取り下げなど研究者が自ら行った措置や、その措置を執るに至った経緯・事情等を（様式16）に通知するものとする。

6 総長は、悪意に基づく告発との認定があった場合は、告発者の所属機関にもその結果を報告するものとする。

(不服申立て、再調査)

第25条 研究不正と認定された被告発者および悪意に基づく告発と認定された告発者は、調査結果が開示された日から10日以内に、(様式20)をもって不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。なお、書面の提出先は管理課総務グループとする。

2 管理課総務グループは、提出された申立内容について、総長に報告する。総長は、調査委員会に(様式21)により再調査の依頼をする。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行うものとする。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、総長の判断により、調査委員会の構成を代えて、審査させることができる。

4 研究不正があったと認定された場合に係る被告発者および悪意に基づく告発と認定された告発者による不服申立てについて、調査委員会(前項ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者)は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、直ちに総長に報告し、総長は被告発者に当該決定を(様式22)により通知するものとする。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が認めたときは、以後の不服申立てを受け付けないことができる。

5 調査委員会は、再調査を行う旨の決定を行った場合は、告発者および被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合、直ちに総長に(様式22)により報告し、総長は被告発者に当該決定を(様式23)により通知するものとする。

6 総長は、被告発者から研究不正の認定に係る不服申立ておよび悪意に基づく告発があったときは、告発者および被告発者その他本調査の実施について総長が通知した者に(様式24)により通知するものとする。また、不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

7 調査委員会は、再調査を開始した場合は、再調査を開始した日から概ね50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに総長に(様式22)により報告するものとする。総長は、当該結果について、告発者および被告発者その他本調査の実施について通知した者に(様式23)により通知するものとする。

(調査資料の提出)

第26条 総長は、事案の調査継続中に、文部科学省等から、文部科学省等の被告発者に対

する一時的措置に使用することのみを約して調査資料の提出又は閲覧を求められた場合は、調査に支障のない範囲で文部科学省等の求めに応じることができる。

(調査結果の公表)

第27条 総長は、研究不正が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。なお、公表の手續等については、愛知県職員の例に従うものとする。

2 総長は、研究不正が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に明らかになっている場合は、総長の判断により調査結果を公表することができる。

3 総長は、悪意に基づく告発の認定があったときは、告発者の氏名・所属及び悪意に基づく告発と認定した理由を併せて公表することができる。

(調査中における一時的措置)

第28条 総長は、本調査を行うことが決まったときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの期間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(研究不正が行われたと認定された場合の緊急措置等)

第29条 総長は、研究不正が行われたとの認定があった場合、研究不正への関与が認定された者及び関与は認定されていないが、研究不正が認定された論文等の主たる著者(筆頭著者又は論文作成の中心となった責任者(コレスポンディング・オーサー)など、以下「被認定者等」という。)に対し、直ちに当該研究費の使用中止を命ずるものとする。

2 総長は、各研究機関が個別に研究費を措置する共同研究などの場合は、前項の規定によらず、各研究機関に研究不正が認定された旨を通知するものとする。

3 総長は、被認定者等に対して、愛知県病院事業庁で定める基準等に従い適切な措置を執るとともに、研究不正と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

(研究不正は行われなかったと認定された場合の措置)

第30条 総長は、研究不正は行われなかったと認定された場合、本調査に際してとった研究費支出の停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがなく申立て期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除するものとする。

2 前項の場合において、総長は、当該事案において研究不正が行われなかった旨を調査関係者に周知するものとする。また、当該事案が調査関係者以外に明らかになっている場合は、調査関係者以外にも周知するものとする。

3 総長は、研究不正を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置をとるものとする。

4 総長は、告発が悪意に基づくものと認定された場合、被告発者及び告発者の所属する機関に対して、告発者の氏名、所属、悪意に基づくものと認定した理由を通知するものとする。また、告発者ががんセンターに属する者であるときは、告発者に対し、適切な措置をとるものとする。

## 第5章 懲戒

(懲戒)

第31条 競争的資金等に係る研究不正に関する懲戒の種類及びその適用に必要な手続等については、愛知県の定める懲戒処分の手続きに従うものとする。

附 則

この規程は、平成28年1月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。